

## 市民意見の募集結果

小田原市民会館条例等の一部改正に対する市民意見の募集結果について

### 1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市民会館条例等の一部改正
政策等の案の公表の日	平成27年4月1日（水）
意見提出期間	平成27年4月1日（水）から平成27年4月30日（木）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ）

### 2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	3件（2人）
インターネット	人
ファクシミリ	2人
郵送	人
直接持参	人
無効な意見提出	0人

### 3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	
C	今後の検討のために参考とするもの	
D	その他（質問など）	3

〈具体的な内容〉

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	第5会議室（5階）が今後も利用できるようにしたい。	D	利用者の安全性の確保や施設の維持管理コスト等を考慮すると、利用を停止する5階及び6階のうち、一部の施設のみ使用を継続することは困難ですので、ご理解ください。
2	代替施設である小田原市民交流センターの完成時期、機能などの周知をすべき。	D	今回の意見提出後ですが、広報おだわら5月1日号や市ホームページなどを利用して市民周知を行いました。今後も必要に応じて周知を図っていきます。
3	意見提出期間が短い。	D	小田原市意見公募手続条例の規定に従い意見提出期間は、政策等の案の公表の日から起算して30日としています。 今回は、できるだけ多くの市民に周知するため、条例に規定されていない自治会回覧も実施しましたが、ご指摘のとおり回覧には相応の時間を要します。 案の周知方法については、そのメリットやデメリットを考慮しつつ、今後も工夫してまいります。